



## 個人事業者の死亡届出書の記載要領等

### 1 提出すべき場合

この届出書は、課税事業者である個人事業者が死亡した場合に、その相続人が被相続人の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57①四）。

### 2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

### 3 記載要領

- (1) 「死亡年月日」欄には、死亡した年月日を記載します。  
なお、元号は、該当する箇所に○を付します。
- (2) 「死亡した事業者」欄の「納税地」欄及び「氏名」欄には、死亡した事業者の納税地及び氏名を記載します。
- (3) 「届出人と死亡した事業者との関係」欄には、死亡した事業者と届出者との関係を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、事業承継の有無、事業承継があった場合の事業承継者の住所又は居所、氏名及びその他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (5) この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
- (6) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。